

水戸市犯罪被害者等支援条例の制定について

1 制定の理由

市民の誰もが、ある日突然犯罪に巻き込まれて、犯罪被害者やその遺族になる可能性がある。ひとたび犯罪被害に遭えば、命の危険や、経済的負担を強いられる可能性がある。さらに、周囲の配慮に欠けた対応によって精神的に傷つけられるなど、二次的被害に遭う可能性もあり、平穏な日常生活を取り戻すことが困難になる恐れがある。

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、行政や関係機関が連携し、途切れのない支援を提供するとともに、市民や職場等の周囲の人々が犯罪被害者等の置かれている状況を正しく理解するなど、犯罪被害者等を地域全体で支えていくことが必要不可欠である。

犯罪被害者等基本法に基づき令和3年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」では、地方公共団体による総合的かつ計画的な支援の推進が盛り込まれた。

本市においても「犯罪被害者やその家族を市民全体で守っていく」という社会的気運の醸成を図り、市民がより安全・安心を感じられる社会を実現するため、「水戸市犯罪被害者等支援条例」を制定する。

2 制定の主な内容

本条例は、犯罪被害者等基本法の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援についての基本理念、市や市民、事業者等の責務・役割等の基本的な考え方、市が展開していく基本的施策を定める。

3 条例（案）の概要

項 目	概 要
(1) 目的	この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市、市民等及び事業者の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組の推進を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的とする。
(2) 定義	この条例中に使われる用語の意義について定める。 ・ 犯罪等…犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為 ・ 犯罪被害者等…犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族 ・ 二次的被害…犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、誹謗中傷等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他

	の被害 ・民間支援団体…犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和 55 年法律第 36 号）第 23 条第 1 項に規定する団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体 ・関係機関等…国及び茨城県，警察，民間支援団体その他の犯罪被害者等支援を関係する者
(3) 基本理念	以下の内容を基本理念として定める。 ・犯罪被害者等の支援は，犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行われなければならない。 ・犯罪被害者等の支援は，犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間，被害の状況及び原因，犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて，適切に，途切れることなく行われなければならない。 ・犯罪被害者等支援は，二次的被害の発生の防止に十分配慮して行われなければならない。
(4) 市の責務	・市は，基本理念にのっとり，犯罪被害者等の支援に関し，関係機関等との適切な役割分担を踏まえ，相互に連携を図りながら，犯罪被害者等のための施策を実施するものとする。 ・市は，犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう，犯罪被害者等の支援に係る体制の充実に努めるものとする。
(5) 市民等及び事業者の責務	・市民等及び事業者は，犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の重要性についての理解を深め，市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。 ・事業者は，犯罪被害者等が被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう，その就労及び勤務について，十分に配慮するよう努めるものとする。
(6) 市の基本的施策等	(相談及び情報の提供等) 犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため，犯罪被害者等が直面している各般の問題についての相談に応じ，必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を図る。 (日常生活の支援) 犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう，経済的負担の軽減や居住の安定を図るための支援等，犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援を行う。

	(安全の確保) 犯罪被害者等が二次的被害等を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずる。 (人材の育成) 犯罪被害者等の支援を適切に行うため、相談、情報の提供その他の犯罪被害者等の支援を担う人材の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずる。 (広報及び啓発活動) 犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性及び二次的被害の防止の重要性について、市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行う。 (民間支援団体に対する支援) 民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進することができるよう、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供その他の必要な支援を行う。 (意見等の反映) 犯罪被害者等の支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に反映するよう努めるものとする。 (財政上の措置) 犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。
--	--

4 施行期日

令和7年4月1日